

件名：CORAL21ネットワーク等ヘルプデスク業務に係る委託契約の一般競争入札の公告

CORAL21ネットワーク等ヘルプデスク業務に係る委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年7月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 CORAL21ネットワーク等ヘルプデスク業務
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和8年8月1日現在において3年以上であること。
- (2) 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がない又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていること。
- (3) ISMS認証又はプライバシーマークを取得していること。
- (4) 本調達の公告日の過去5年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（以下「公的機関」という。）において、職員が使用するネットワーク端末機器類に係るハードウェア・ソフトウェア障害に関する問い合わせ対応、メール設定、アプリケーション操作支援、その他、職員がネットワーク端末類を支障なく活用できるようにするための技術支援業務並びにマイクロソフト社が提供しているActive Directoryに関するネットワーク端末機器類の設定業務又は管理運用業務（以下「類似業務」という。）の履行実績が通算1年以上あること。
- (5) 電気通信機器類等に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）及び情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づく情報処理技術者試験のうち応用情報技術者（第一種情報処理技術者も可）の合格者（以下「応用情報技術資格者」という。）を有し、次のア及びイの体制をとることができること。
 - ア 2名の専任技術者が沖縄県庁舎内に常駐し、CORAL21ネットワーク等ヘルプデスク業務（以下「本件業務」という。）に従事すること。（沖縄県の出先機関における対応を含む。）
 - イ 専任技術者が応用情報技術資格者と迅速に連絡をとり、本件業務を円滑に執行すること。
- (6) 専任技術者について、次のア及びウの要件のいずれかに該当する者を必ず1名、他の専任技術者については、次のイ及びウの要件のいずれかに該当する者を配置できること。
 - ア 本件調達の公告日の過去5年間（ただし、履行期間中に別の者に変更する場合は、本件業務に配置が開始される日の過去5年間）において、類似業務の実務経験を通算1年以上有する者
 - イ 本件調達の公告日以前（ただし、履行期間中に別の者に変更する場合は、本件業務に配置が開始される以前）に、類似業務の実務経験を通算1年以上有する者
 - ウ 次のいずれかの資格を有する者
 - (ア) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づく情報処理技術者試験のうち情報技術者試験合格者（第二種情報処理技術者等の過去の試験名称合格者でも可）
※ 情報処理技術者の試験区分は問わない。ただし、ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。
 - (イ) 体制証明書に記載されているソフトウェア等に関する民間資格
※ 民間資格の例：マイクロソフト認定資格等
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (9) 労働関係法令を遵守していること。

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接持参により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するもの）を受けていることを証する書類（直近3ヶ月以内に発行されたもの）

カ ISMS認証又はプライバシーマークを有していることを証する書類

キ 公告2(4)に関し、過去5年間に類似業務の履行実績が通算1年以上あることを証する書類

ク 体制証明書（別紙様式）

ケ 誓約書（別紙様式）

コ 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）

サ 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）

シ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合のみ）（別紙様式）

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

名 称 沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班

所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036

(3) 申請書等の受付期間 令和8年7月23日（木曜日）から同年8月5日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

5 入札参加資格の審査結果

資格審査結果は、直接又は郵送により通知する。

6 入札参加資格の有効期間

入札参加の資格を付与された日から令和8年8月31日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するC O R A L 21ネットワーク等ヘルプデスク業務に係る委託の一般競争入札に限り、適用する。

10 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和8年7月23日（木曜日）午後2時から同年8月14日（金曜日）午前11時まで
(2) 場所 沖縄県ホームページ

11 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月14日（金曜日）午前11時
(2) 場所 沖縄県庁7階第4会議室

12 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付の全部又は一部が免除される。該当する場合は、書面により、令和8年8月13日（木曜日）までに、沖縄県情報基盤整備課に持参又は郵送（提出期限内必着）によって提出すること。入札保証金の取扱い（免除の有無）などについては、一般競争入札参加資格確認結果通知書により連絡する。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち、過去二箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合（様式第1号）

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(4) 入札書の表記金額を訂正した入札
(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
(6) 入札条件に違反した入札
(7) 連合その他不正の行為があった入札
(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

14 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間
令和8年7月23日（木曜日）午後2時から同年8月14日（金曜日）午前11時までとする。
(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所
沖縄県ホームページ

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

る。

- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。

なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む）までとする。

- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

16 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名 称 沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班
(2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2036
メールアドレス xx013005@pref.okinawa.lg.jp

17 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨

18 長期継続契約について

当該契約は、地方自治法第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

19 その他必要な事項

- (1) 仕様書等に関する質問 質問事項がある場合は、正式な文書（代表者名を記載の文書。ただし、同捺印は省略可能）にて令和8年7月29日（水曜日）午後5時までに4(2)の場所に提出すること。
(2) 入札説明会 実施しない。
(3) 最低制限価格 設定しない。
(4) その他 詳細は、入札説明書による。